

令和7年度静岡市市民婚活サポーター実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、静岡市（以下「市」という。）が行う「しずおかエンジェルプロジェクト推進事業」の一環として行う静岡市市民婚活サポーターの募集・登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 2 当事業では、結婚の希望を叶える環境整備に向けて、市民が静岡市の結婚支援事業に賛同し、それぞれの立場から自らの強みを活かし結婚を応援する活動を行うことで、地域ぐるみで結婚を応援する機運を高めることを目的とする。

(市民婚活サポーターの活動)

- 3 市民婚活サポーターは、出会いのイベントにおける男女間交流の促進及び出会いのイベントにおいて成立したカップルの交際発展並びに市が行う結婚支援事業の推進のため、次に掲げる活動のいずれかひとつ以上を行うものとする。

- (1) 市等が行う結婚支援事業の広報協力
- (2) 市等が行う出会いのイベントにおける運営補助
- (3) 出会いのイベント参加者の相談及び定期連絡活動

(市民婚活サポーターの対象者)

- 4 市内に在住・在勤しており次の各号に該当しない者は、市民婚活サポーターになることができる。

- (1) 独身者
- (2) 見合い及び結婚の斡旋等を業務とする企業・団体並びに異性の紹介や出会いの場を提供する企業・団体等を経営している者又は当該企業・団体と契約している者
- (3) 宗教活動・政治活動を目的とする者
- (4) 静岡市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第2号に規定する暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であると認められるもの
- (5) その他市の結婚支援にふさわしくないと認められるもの

(市民婚活サポーターの登録等)

- 5 市民婚活サポーターの登録等は次のとおりとする。

- (1) 市民婚活サポーターへの登録を希望する者は、「市民婚活サポーター登録申請書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、「誓約書」（様式第2号）及び本人確認書類（運転免

許証・マイナンバーカード・健康保険証の写しのいずれか)を添付して市に提出するものとする。

- (2) 市は、登録希望者について前項に基づき審査し、適当であると認めたときは登録通知書を送付することとする。
- (3) 市は、必要があると認めるときは、登録申込者が前項の(4)に該当する者であるかについて警察本部に照会することができる。
- (4) 登録の有効期限は、登録した日の属する年度末までとする。ただし、有効期限満了日までに登録辞退の申し入れがない場合は、翌年度末まで自動で登録を継続できるものとする。
- (5) 登録された者は、登録内容に変更が生じた場合は、市に変更内容を連絡するものとする。

(市民婚活サポーターの活動条件等)

6 市民婚活サポーターの活動条件等は次のとおりとする。

- (1) 市民婚活サポーターは第3項の(1)及び(2)の活動においては無償ボランティア、同項の(3)においては有償ボランティアとして結婚支援活動を支援する。
- (2) 市民婚活サポーターは第3項の(3)の活動を行ったときは実施報告として、出会いのイベント参加者ごとに相談シート(様式第3号)に記入し、市に提出すること。
- (3) 市民婚活サポーターの活動謝金は、相談シート(様式第3号)の提出につき1件500円(通信運搬費、交通費相当額を含む。)を支給する。なお、活動謝金は一年の活動終了後に一括して支払うものとする。

- (4) 前各号の活動場所は原則として次のとおりとする。

ア 市等が行う出会いのイベント会場(市内)

イ 原則として市民婚活サポーターの自宅より電話等にて行い、必要に応じ市内適所で
の相談活動や連絡調整等を行う。

ウ 市民婚活サポーターの自宅又は適所

- (5) 市は、市民婚活サポーターに求められる基本的な知識や姿勢などの習得できるよう、養成講習会を実施する。市民婚活サポーターに認定登録された者は、当該講習会を受講しなければならない。
- (6) 市民婚活サポーターの活動における負傷等に対応したボランティア保険は市が加入する。

(個人情報の適正な取扱い)

7 市民婚活サポーターは、当事業の実施に当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）および静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月20日条例第9号）に基づき適正に取り扱わなければならない。市民婚活サポーターでなくなった後においても同様とする。

（1）出会いのイベントへの申込者や参加者の個人情報は、厳重に管理し他の目的に利用してはならない。

（2）第三者からの出会いのイベント参加者の個人情報の問い合わせには応じないこと。

（3）出会いのイベント参加者間の個人情報の交換は、個人間の自己責任において行わせること。

（市民婚活サポーター登録の取消）

8 次の各号のいずれかに該当する場合は、市は、市民婚活サポーターの登録を取り消し、その旨を通知するものとする。

（1）本取扱要領に反する行為があったと認められる場合

（2）市の指導に従わない、迷惑行為、社会的信用を損なう恐れがあるなど、市民婚活サポーターとして不適切な行為があったと認められる場合

（留意事項）

9 市民婚活サポーターは、次の事柄に留意すること。

（1）当該取組を進めるに当たり、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントが発生しないようにすること。

（2）結婚の希望を叶える環境整備の取組に当たり、個人の決定に特定の価値観の押し付けやプレッシャーを与えたりすることがないようにすること。

（3）公の機関による認定登録による取組みであることを自覚し、誠実かつ公正に活動すること。

（4）活動上知り得た秘密を漏らさないこと。市民婚活サポーターを退いた後も、また同様とする。

（5）この要領に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(様式第 1 号)

年 月 日

静岡市長 様

静岡市市民婚活サポーター登録申請書

ふりがな				
氏 名				
性 別	男 ・ 女			
生年月日	年 月 日			
住 所	〒			
自宅電話番号		携帯電話		
F A X 番 号				
メールアドレス				
職 業				
仲人等の活動経験の有無	有 ・ 無			
希望する活動の内容	※希望する活動内容に○を付けてください（複数回答可）。 ア 市等が行う出会いのイベントにおける運営補助 イ 出会いのイベント参加者の相談及び定期連絡活動 ウ 市等が行う結婚支援事業の広報協力			
申請理由				
活動可能日時	曜日	時間帯	活動の可否	特記事項
	月曜～金曜	日中	可 ・ 否	
		夜間	可 ・ 否	
	土曜	日中	可 ・ 否	
		夜間	可 ・ 否	
	日曜	日中	可 ・ 否	
		夜間	可 ・ 否	
その他活動にかかる希望事項				

写真貼付

正面・上半身・脱帽
で提出日前 3 か月以内
に撮影のもの

誓約書（様式第 2 号）を添えて、静岡市こども若者応援課まで持参にて提出してください。

(様式第2号)

誓 約 書

私は、静岡市市民婚活サポーターとして活動するにあたり、下記の事項を厳守し、独身男女の出会い及び交際に向けた支援を応援することを誓約いたします。

これに反した場合、又は虚偽の申告等が判明した場合には認定を取り消されても異議ありません。

- 1、 静岡市市民婚活サポーターとして責任と自覚を持ち、婚活者の意思や意向を尊重し誠実かつ公正に活動します。
- 2、 個人情報の保護に関する法律及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例に規定する内容を遵守し、「静岡市市民婚活サポーター」の活動を通して知り得た秘密及び個人情報については厳重に管理し、本人の承諾を得ずに公表したり、本活動以外に利用することはしません。市民婚活サポーターでなくなった後においても同様とします。
- 3、 静岡市市民婚活サポーターとしての職や地位を利用し、または、その活動上知り得た情報等を利用して、宗教活動、政治活動、販売活動及び営利目的の結婚相談の活動、その他公序良俗に反する行為等をしません。
- 4、 静岡市暴力団排除条例の静岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等又は暴力団員の配偶者（内縁関係を含む）ではありません。

以上

年 月 日

静岡市長 様

住 所

氏 名

(様式第3号)

相談シート

開 始 日	年 月 日
担当サポーター名	

■相談者基礎情報

氏 名			
年 齢	歳 (記載日時点)	性 別	男 ・ 女
居住地			
連絡先			

■出会いの概要

開催日	年 月 日
イベント名	

■定期連絡

時点	相談内容等	対応
イベント終了 2週間後	【連絡日： / 】 <内容>	
1ヶ月後	【連絡日： / 】 <内容>	
1ヶ月半後	【連絡日： / 】 <内容>	
交際発展日	年 月 日	

(裏面あり)

所感（今後の活動に向けて、反省点、その他）